

## 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」制度 実施要綱

事業者が事業所の感染防止対策の実施を宣言する制度として、県が令和2年6月に開始した「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー（以下、「ステッカー」という。）」制度に関し、飲食店については県、市町村又は県が業務を委託する事業者（以下、「県等」という。）による調査を令和3年3月から実地で実施することにより実質的な第三者認証を行ってきたことから、飲食店に係る制度運用と飲食店以外の事業所に係る制度運用との違いを明確化するため、実施要綱を本要綱のとおり定めることとする。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業者に対して県がステッカーを交付し、事業所がステッカーを掲示することで、事業者の取り組みを広く周知するとともに、これにより県民が安心して事業所を利用することに資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、飲食店とは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた者）が営む県内の事業用店舗であって、利用客がその場で飲食することを目的とした設備を有するものをいう。

#### （対象）

第3条 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業その他の県内に事業所（以下、「対象事業所」という。）を有する事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号及び第2号並びに第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く。）（以下、「対象事業者」という。）とする。

#### （申込み）

第4条 対象事業者は、ステッカーの交付を受けようとする対象事業所ごとに別に定める申込書及び宣言書により、県等に申し込むものとする。

#### （基準）

第5条 前条の申込書及び宣言書に記載する内容のとおり感染防止対策を実施することをステッカー交付の基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、飲食店に対するステッカーの交付の基準については、第2章に定める。

#### （交付）

第6条 県等は、第4条の申込書及び宣言書の内容が前条に定める基準に適合すると認めるときは、当該申込みを行った事業者（以下、「申込み事業者」という。）に対しステッカーを交付するものとする。

- 2 県等は、第4条の申込書及び宣言書の内容が基準に適合しないと認めるときは、その旨を申込み事業者に通知する。

#### (利用)

第7条 ステッカーの交付を受けた事業者（以下、「交付事業者」という。）は、ステッカーの交付を受けた事業所（以下、「交付事業所」という。）の利用者から見やすい場所にステッカーを掲示するものとする。

- 2 交付事業者は、その責めに帰することができない事由によりステッカーを汚損又は亡失したときは、県等に対してステッカーの再交付を求めることができる。
- 3 県は、交付事業者及び交付事業所についてホームページ等で公表できるものとする。
- 4 交付事業者は、ステッカーを第三者に譲渡する等、自ら利用する目的以外のために供してはならない。

#### (責務)

第8条 事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 宣言書に記載の感染防止対策を確実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) ステッカーの適正な利用及び管理を行うこと。
- (3) 県等が行う事業所に係る調査等に協力すること。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく県の要請を遵守すること。

#### (変更)

第9条 交付事業者は、第4条の申込書及び宣言書のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合、別に定める変更届により県等に届け出るものとする。

- (1) 申込者名、申込者の住所及び連絡先
- (2) 店舗の所在地及び名称

#### (辞退)

第10条 交付事業者は、交付事業所が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、別に定める辞退届により県等に届け出るものとする。

- (1) 交付基準を満たさなくなる場合
- (2) 第8条第1項の各号に掲げる事項が遵守されていない場合
- (3) 交付事業所が廃業した場合

- 2 前項の届け出をした交付事業者は、交付基準を満たさなくなった後、遅滞なくステッカーの利用をやめ、これを廃棄しなければならない。

## 第2章 飲食店

### (調査)

- 第11条 県は、第4条の申し込みがあった場合、申込書及び宣言書の内容により対象事業所（飲食店に限る。以下、この章において同じ。）の感染防止対策の調査を実地で行う。
- 2 前項の調査により感染防止対策に不備が認められた場合、県は申込み事業者に対して改善を要請する。
  - 3 前項の改善の要請を受けた申込み事業者は、要請に応じた感染防止対策を対象事業所に講じるとともに、その旨を県等に報告するものとする。
  - 4 県は、第1項の調査のほか、必要があると認めるときは、交付事業所（飲食店に限る。以下、この章において同じ。）に対し、感染防止対策の実施状況等を調査することができる。

### (基準)

- 第12条 飲食店に対するステッカー交付の基準は、第5条第1項の基準に加え、前条の調査による感染防止対策が適切に講じられていることの確認を受けていることとする。
- 2 この要綱の施行日より前にステッカーの交付を受けている飲食店については、別途県等が実施している感染防止対策の調査の実施をもって第11条の調査を行ったものとする。

### (取消)

- 第13条 県は、交付事業所が交付基準を満たさなくなった場合及び第8条の各号に掲げる事項が遵守されていない場合、交付事業者に対して改善を要請し、これに応じない場合は交付を取り消すことができる。
- 2 県は、前項の規定により交付を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知する。
  - 3 第1項の規定により交付を取り消された事業者は、遅滞なく、ステッカーの利用を停止するとともに、これを廃棄し、その旨を県に報告しなければならない。
  - 4 県は、第1項の規定により交付が取り消された事業者が、取消し後もステッカーの掲示等を続ける場合、事業所の所在地、名称等を公表することができるものとする。
  - 5 県は、飲食店が廃業したことを確認したときは、当該飲食店の事業者からの申し出がない場合であっても、交付を取り消すことができるものとする。

### (クラスター発生時の対応)

- 第14条 交付事業者は、交付事業所において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合（県が認めたものに限る）、直ちに、ステッカーの利用を停止しなければならない。
- 2 交付事業者は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると県が認める場合に、前項の規定により停止したステッカーの利用を再開することができる。
    - (1) クラスターの発生の原因が交付事業者及び交付事業所の感染防止対策の不備に起因するもので

- ないことが明らかとなった場合
- (2) クラスター発生後に感染防止対策の徹底が図られた場合
- (3) その他、県が認める場合

### 第3章 雑則

#### (まん延の防止に関する措置との関係)

第15条 県は、前条までの規定にかかわらず、感染症のまん延の状況を勘案して、新たな交付を行うことが適当でないときは、交付の申請の受付を停止することができる。

#### (免責)

第16条 県等は、事業者がステッカーの交付を受けられなかったこと、事業者が交付を取り消されたこと又は事業所において感染症が発生したことによって、事業者又は事業所の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### (制度の見直し等)

この要綱に基づくステッカー制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。